

中華民國 107 年 11 月 5 日
勞動部令 勞動保 2 字第 1070140553 號

修正「勞工保險投保薪資分級表」，並自中華民國一百零八年一月一日生效。

附修正「勞工保險投保薪資分級表」

部 長 許銘春

勞工保險投保薪資分級表

投保薪資等級	月薪資總額 (實物給付應折現金計算)	月投保薪資
第1級	23,100 元以下	23,100 元
第2級	23,101 元至 24,000 元	24,000 元
第3級	24,001 元至 25,200 元	25,200 元
第4級	25,201 元至 26,400 元	26,400 元
第5級	26,401 元至 27,600 元	27,600 元
第6級	27,601 元至 28,800 元	28,800 元
第7級	28,801 元至 30,300 元	30,300 元
第8級	30,301 元至 31,800 元	31,800 元
第9級	31,801 元至 33,300 元	33,300 元
第10級	33,301 元至 34,800 元	34,800 元
第11級	34,801 元至 36,300 元	36,300 元
第12級	36,301 元至 38,200 元	38,200 元
第13級	38,201 元至 40,100 元	40,100 元
第14級	40,101 元至 42,000 元	42,000 元
第15級	42,001 元至 43,900 元	43,900 元
第16級	43,901 元以上	45,800 元
備註	<p>一、職業訓練機構受訓者之薪資報酬未達基本工資者，其月投保薪資分 13,500 元 (13,500 元以下者)、15,840 元 (13,501 元至 15,840 元)、16,500 元 (15,841 元至 16,500 元)、17,280 元 (16,501 元至 17,280 元)、17,880 元 (17,281 元至 17,880 元)、19,047 元 (17,881 元至 19,047 元)、20,008 元 (19,048 元至 20,008 元)、21,009 元 (20,009 元至 21,009 元) 及 22,000 元 (21,010 元至 22,000 元) 九級，其薪資總額超過 22,000 元而未達基本工資者，應依本表第一級申報。</p> <p>二、部分工時勞工保險被保險人之薪資報酬未達基本工資者，其月投保薪資分 11,100 元 (11,100 元以下者) 及 12,540 元 (11,101 元至 12,540 元) 二級，其薪資總額超過 12,540 元者，應依前項規定覈實申報。</p> <p>三、依身心障礙者權益保障法規定之庇護性就業身心障礙者被保險人之薪資報酬未達基本工資者，其月投保薪資分 6,000 元 (6,000 元以下)、7,500 元 (6,001 元至 7,500 元)、8,700 元 (7,501 元至 8,700 元)、9,900 元 (8,701 元至 9,900 元)、11,100 元 (9,901 元至 11,100 元)、12,540 元 (11,101 元至 12,540 元)，其薪資總額超過 12,540 元者，應依第一項規定覈實申報。</p> <p>四、本表投保薪資金額以新臺幣元為單位。</p>	